

文京区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月二十六日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第五十三号

文京区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

文京区住民基本台帳事務取扱規則（昭和六十三年十二月文京区規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「は別記様式第三号又は別記様式第三号の二に」及び「は別記様式第三号の三に」を削り、「は別記様式第四号に、」を「及び」に、「別記様式第四号の二」を「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき総務大臣が定める標準化基準（以下「標準化基準」という。）で定める様式」に改める。

第七条第三項中「は別記様式第十三号に、」を「及び」に、「別記様式第十四号又は別記様式第十四号の二」を「標準化基準で定める様式」に改め、同条第八項中「ときは、」の下に「標準化基準で定める様式による」を加え、「（別記様式第十五号）」を削り、同条第十一項中「行い、」の下に「標準化基準で定める様式による」を加え、「（別記様式第十七号）」を削る。

別記様式第三号から別記様式第四号の二までを次のように改める。

別記様式第3号から別記様式第4号の2まで 削除

別記様式第九号から別記様式第十五号までを次のように改める。

別記様式第9号から別記様式第15号まで 削除

別記様式第十七号を次のように改める。

別記様式第17号 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。